ASBJ

第 575 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(3)-6
	日付	2026 年 4 月 22 日

プロジェクト	排出量取引制度に係る会計上の取扱い
項目	第 176 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 176 回実務対応専門委員会（2026 年 4 月 20 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

排出量取引制度及び排出枠の性質に関する事務局の再整理について聞かれた意見

（費用の考え方に焦点を当てた検討）

2. 再整理した 3 つのアプローチは、第 569 回企業会計基準委員会で聞かれた「投機的な売買が想定されないのであれば、費用の議論であると捉えて、排出枠を取得した時点で即時費用化して、余剰の排出枠はコストが想定よりも減少したことを意味するため費用の減額で処理するということも考えられるのではないか」との意見を踏まえて、これまでの資産及び負債に焦点を当てた検討から、費用の考え方に焦点を当てた検討に変更していると考えてよいか、確認したい。

（アプローチ A について）

3. 単年度の成果確定の観点から整理することができるかもしれないが、排出枠を売却することができ、償却日には 2 年度分の排出枠を保有して義務に充当可能な制度となっている点は、権利と義務が別々に存在していることを示しているとも考えられる。この点で、権利と義務が同時に生じているという前提や、排出目標を達成したか否かが不可逆的に確定するという論理が説明できるのか、少し懸念がある。

（アプローチ B について）

4. アプローチ A とアプローチ B では、無償割当の排出枠を偶発資産と見るか資産と見るかが異なるため、会計処理も異なり得るのではないか。例えば、アプローチ B では、無償割当の排出枠を売却した場合に、資産の売却としてその時点で売却損益を計上することが考えられるのではないか。

5. アプローチ B-1 において、無償割当の排出枠は事業投資であるため取得原価により計上し事後的な再測定を行わないという考え方のもとでは、排出実績量が無償割当の排出枠

の量を下回ることが確実になった時点で資産の再測定を行うとすることは、整合的ではないのではないか。

6. アプローチ B-2 は、無償割当の排出枠を事業投資として義務に充当するために保有することを前提とした場合に、キャッシュ・フローの流入及び流出を伴わずに権利が義務に充当されるのであれば、資産と負債を両建てすることが制度の実態を表すことになるのか、懸念がある。

（無償割当の排出枠の 2 年度分保有と引当金の会計処理）

7. 償却日に 2 年度分の無償割当の排出枠を保有している制度においても単年度で未達であれば費用を計上するとした場合、対応して計上する負債については翌年度以降の将来的な経済的便益の流出の可能性をどの程度考慮するのか、今後議論する必要があると考える。

以　上